

# ふるさと五木村づくり計画

～ ひかり輝く五木村～



森と溪流 ITSUKI STAY 落成式

## 基本計画

### 平成31年度（2019年度）実施計画

平成31年（2019年）4月

熊本県 ・ 五木村

# 目 次

はじめに

新たな「ふるさと五木村づくり計画」について	1
1  これまでの取組みの成果と課題	1
2  計画の概要	2
3  計画期間	2
4  財源措置	2
5  計画の推進体制	3
基本計画	4
1  めざす姿	4
2  取組分野	4
3  実現のための施策（ソフト事業）	6
(1) 観光・物産振興	6
(2) 林業振興	7
(3) 商工業振興	8
(4) 移住・定住の促進	8
4  実現のための施策（ハード事業）	9

資料編	11
新たな「ふるさと五木村づくり計画」策定に係る経緯	11
熊本県五木村振興推進条例	12
熊本県五木村振興基金条例	13
その他参考資料（データ等）	14
実施計画	22
1 ソフト事業	22
(1) 観光・物産振興	22
(2) 林業振興	23
(3) 商工業振興	25
(4) 移住・定住の促進	25
(5) その他の取組み（五木村振興基金を活用する事業）	26
平成 31 年度（2019 年度） 事業一覧（ソフト事業）	27
2 ハード事業	31
平成 31 年度（2019 年度） 事業一覧（ハード事業）	31

# はじめに

私は、川辺川ダム建設計画の白紙撤回表明からこれまで、「半世紀にわたりダム問題に翻弄されてきた五木村の苦難の歴史に応えなければならない」という強い思いのもと、県議会のご支援をいただきながら、五木村の振興に全力を尽くして参りました。

平成 21 年（2009 年）に村と共同で策定した「ふるさと五木村づくり計画」に基づく 10 年間の取組みにより、観光客数が 4 割増加したほか、水没予定地に公園や宿泊施設が整備され、ソフト・ハードの両面から村の振興は着実に進みました。

また、数多くの村民の皆様から「村の振興について実感がある」という評価もいただいております。

一方で、人口の社会減に歯止めがかかっていないといった課題も残されており、村からも継続的な支援について要望をいただいております。

そのため、平成 31 年度（2019 年度）以降の五木村の振興について、村と協議を重ねてきましたが、この度、計画期間を 5 年とする新たな「ふるさと五木村づくり計画」を村と共同で策定することとしました。

「村民ひとり、ひとりの姿が見える」という五木村の利点を生かし、主要産業である観光と林業の振興や移住・定住の促進などに、引き続き取り組んで参ります。

今後も、五木村の振興を県政の重要課題と位置付け、村民の皆様が将来にわたって展望と希望が持てるよう、村と協力しながら、しっかりと取り組んで参ります。

村民の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

平成 31 年（2019 年）4 月

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

知事が「ダム建設白紙撤回」を表明され、同時に「村の振興は喫緊の課題」とされたことから、平成 21 年（2009 年）に村と県は共同で 10 年を期間とする「ふるさと五木村づくり計画」を策定しました。

また、平成 23 年（2011 年）6 月の「五木村の生活再建を協議する場」において、県の財政負担支援を財源に、国や県の協力を受けながら、村が実施する基盤整備事業を行うことを合意しました。

これまでに、道路・通信等の生活基盤や公園、歴史文化、宿泊等施設の整備を進め、また、林業振興に向けた間伐促進や林地残材の活用、観光客の誘致、農産物の特産品化、妊婦検診など子育て世代への支援、医療設備の更新、地域づくり団体の育成など村の振興に向けた様々な取組みを進めてきたところです。

この 10 年間の取組みにより、一定の成果があったと考えますが、人口減少をはじめとする各種課題が現状としてあります。

このことから、平成 31 年度（2019 年度）以降の課題解決に向けた村の振興策について県へ要望し、話し合いを重ねてきたところですが、令和 5 年度（2023 年度）までの 5 年間の計画期間とする新たな「ふるさと五木村づくり計画」を県と共同で策定する運びとなりました。

新たな計画では、基幹産業である林業振興、交流人口の拡大に向けた観光振興、村の活力維持のための移住・定住の促進等を中心に取組み、村の振興を図ることとしております。

今後も、国や県、関係機関と連携を密にしながら、計画に沿った取組みを着実に推進し、本村の基本構想に掲げる、村民ひとりひとりの見える姿を利点と捉え、住んでよかった、住み続けたいと思う「ひかり輝く五木村」を将来像とし、その実現に向け取り組んで参ります。

平成 31 年（2019 年）4 月

五木村長 和田 拓也



# 新たな「ふるさと五木村づくり計画」について

## 1 これまでの取組みの成果と課題

「ふるさと五木村づくり計画」は、熊本県五木村振興推進条例に基づき、平成21年（2009年）9月に五木村と県が共同で策定し、計画期間10年（平成21年度（2009年度）～平成30年度（2018年度））の中間点である平成25年度（2013年度）に見直しを行いつつ、10年間取り組んできた。

### （1）これまでの成果

これまでの10年間、「働く場づくり」、「暮らしづくり」、「ひとづくり」の3つを施策の柱とし、人口減少の緩和をめざしてきた。

まず、「働く場づくり」については、計画着手前と比べ観光客総数が約4割増加し、森林組合の木材生産量は約2.5倍となった。このほか、村内企業の事業規模拡大や雇用の創出を支援した。

「暮らしづくり」では、空き家バンクの創設や、村営住宅・林業従事者住宅の建設により定住促進対策を強化し村外からの移住者も増加した。また、げんぞう会（介護予防教室）等により高齢者への支援の充実を図り、高齢化率は県内で最も高いが、要介護認定率は県内で6番目に低くなっている。

「ひとづくり」では、地域づくり活動団体が6団体発足し、各種イベントを開催するなど地域外との交流事業等活動に広がりが出てきた。

また、観光交流の核となる五木村歴史文化交流館（ヒストリアテラス五木谷）や、国・県道、村道等の交通アクセス、携帯電話基地局設置等の生活関連施設等、基盤整備事業が進んだ。

なお、平成27年度（2015年度）に15歳以上の村民に対して行った住民アンケートでは、村民の45%が「村の振興を実感している」と答えられ、「実感していない」と答えられた方の13.4%を大きく上回った。

このように、10年間の取組みにより一定の成果が出ている。

### （2）今後の課題

一方、村民からは「住民の収入や雇用等の経済効果が不十分」（平成27年度（2015年度）の事業者アンケートでは、観光客の増加について「売上の増加に効果があった」11.4%、「売上の増加に効果がなかった」34.3%。）という意見もあり、また、人口の社会減に歯止めをかけるまでに至っていない。引き続き、経済効果の拡大、人口の社会減の抑制等に取り組む必要がある。

また、高齢化に備えた住環境の整備等で完了していない事業が残されている。

#### 【課題】

- ① これまでの取組みや整備されてきた資産を活かした経済効果の拡大
- ② 人口の社会減の抑制
- ③ 安心して住み続けることができる環境づくり

## 2 計画の概要

残された課題である経済効果の拡大と人口の社会減の抑制をめざし、重点化して取り組むソフト事業を効果的に進めるため、ハード事業と一体となった新たな「ふるさと五木村づくり計画」に基づき、引き続き県と五木村が共同で振興に取り組む。

なお、本計画のソフト事業については、平成30年（2018年）12月に五木村が策定した村の総合計画である五木村基本構想（第6期）及び五木村振興計画前期基本計画（2019年度～2023年度）を踏まえ、経済の活性化及び生活環境の整備（定住対策の促進部分）の振興に資する分野に重点化して策定した。

## 3 計画期間

平成31年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）の5年間とする。

※具体的な事業により構成する実施計画については、毎年度見直しを行う。

## 4 財源措置

「ふるさと五木村づくり計画」の推進にあたっては、熊本県五木村振興推進条例に基づき、ソフト事業とハード（基盤整備）事業に対して五木村振興交付金を交付する。

### （1）ソフト事業

毎年作成する実施計画に掲げる事業に村が積極的に取り組めるよう、熊本県五木村振興基金条例に基づく熊本県五木村振興基金の残金を財源とするほか、所要額を確保する。

#### ①交付金の考え方

実施計画に掲載する事業の実施にあたり、国や県の補助制度など他の財源の活用を優先したうえで、他に財源を求めることができないものについて、本交付金を充当する。

#### ②交付金の充当対象

本交付金は、実施計画に掲載された重点分野の事業に充当する。ただし、熊本県五木村振興基金を財源とする事業については、村の意向により弾力的に充当することができる。

### （2）ハード事業

平成23年（2011年）6月に「五木村の生活再建を協議する場」において行った、県の財政支援の表明に基づき、村が実施する基盤整備事業に対する所要額を確保する。

#### ①交付金の考え方



平成23年（2011年）12月に村が発表した「『誇れるふるさと五木村づくり』に向けた基盤整備の方向性について」に基づき、「五木村生活再建基盤整備計画」実施計画に掲載した事業について、本交付金を充当する。

また、県の同意を受け借り入れた過疎対策事業債（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第12条の規定に基づく地方債をいう。）の借入額の3割に充当することができる。

②交付金の充当対象

村が実施する村道・林道整備、住宅整備等の基盤整備事業に充当する。

## 5 計画の推進体制

本計画を効果的に推進していくため、五木村振興推進対策本部（県）及び五木村再建対策本部（村）の下に、五木村と県の共同で「ふるさと五木村づくり計画推進委員会」を設置する。

